

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(H28補正)

都道府県名	山形県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H28 (H28補正)	河北町	北谷地	「雇用」は目標を達成したが、「売上高の拡大」は高温障害等異常気象による作物の生育不良のため収穫量が大幅に減少し目標未達となった。作物管理を適切に実施し、目標達成に向けて取り組むよう指導した。
H28 (H28補正)	尾花沢市	名木沢・ 芦沢駅前	—
H28 (H28補正)	新庄市	J A新庄市	—
H28 (H28補正)	新庄市	J A新庄もが み	「売上高の拡大」について、1経営体中1経営体において目標未達成となった。技術的課題について関係機関と相談し、収量増加に向けた取組みを進めるよう、市に対して働きかけていく。
H28 (H28補正)	舟形町	舟形	—
H28 (H28補正)	舟形町	富長	—
H28 (H28補正)	高島町	亀岡4	—
H28 (H28補正)	川西町	東沢	—
H28 (H28補正)	長井市	致芳	「経営コストの縮減」について、1経営体中1経営体で目標値に届いていない状況。「売上高の拡大」については、1経営体中1経営体で目標値に届いていない状況。 目標達成に向けて、必要に応じて農業経営支援チームへの相談や専門家の指導を受けること等により経営改善のノウハウを身につけるよう助成対象を指導するなどの対策をとるよう、市に対して働きかける。
H28 (H28補正)	小国町	本庁東南部	—
H28 (H28補正)	白鷹町	西横田尻	—
H28 (H28補正)	飯豊町	椿	—
H28 (H28補正)	飯豊町	小白川	—
H28 (H28補正)	飯豊町	添川・松原	—

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(H28補正)

都道府県名	山形県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H28 (H28補正)	鶴岡市	馬町	「売上高の拡大」及び「農業の6次産業化」について、1経営体中1経営体において目標が達成されなかった。これは、大雨による水稲の不作によるものであったので、引続き導入した機械の活用による作業の効率化を図り、安定した収量の確保に向けた栽培体制の見直しを農業委員会等関係機関と連携して行い、令和元年度の目標達成に向けた取組みを進めるよう市に働きかけていく。
H28 (H28補正)	鶴岡市	西郷北部	「売上高の拡大」について、1経営体中1経営体において目標が達成されなかった。これは、昨年起きた機器トラブルについて、JA鶴岡等関係機関を交え対応策を協議、実施したことで一時的に改善したものの、別要因により再度機器トラブルが起きたため、予定通りの収量を確保できなかったことによるものである。引続き、導入した機械の活用や他作物の栽培による売上高拡大についての協議を農業委員会等関係機関と連携して行い、令和元年度の目標達成に向けた取組みを進めるよう市に働きかけていく。
H28 (H28補正)	鶴岡市	小中島	「売上高の拡大」について、1経営体中1経営体において目標が達成されなかった。これは、大雨による水稲の不作に加え、取引先の事業縮小も重なったためである。引続き導入した機械の活用による作業の効率化を図り、安定した収量の確保に向けた栽培体制の見直しを農業委員会等関係機関と連携して行い、また、取引先の新規開拓等を行い令和元年度の目標達成に向けた取組みを進めるよう市に働きかけていく。
H28 (H28補正)	鶴岡市	温海	—
H28 (H28補正)	酒田市	袖浦	—
H28 (H28補正)	三川町	青山	「経営面積の拡大」について、1経営体中1経営体において目標が達成されなかった。これは、農作業受託面積計上の錯誤が原因によるものである。改めて、令和元年度における目標達成に向けて、農地中間管理機構の継続活用、定期的な人・農地プランの話し合いや新たな農地の出し手の掘り起こし等を通して、経営面積の拡大に向けた取組みを進めるよう、町に対して働きかけていく。
H28 (H28補正)	三川町	天神堂	「売上高の拡大」及び「経営面積の拡大」について、1経営体中1経営体において目標が達成されなかった。これは、大雨による作況の不調と、集約化できる圃場条件の良い農地がなかったことによるものである。売上高については、昨年度までは目標数値を達成していたことから、改めて、適正な作付管理及び導入した機械の活用による作業の効率化を図り、また、経営面積の拡大については、引き続き農地の集約を図り、令和元年度の目標達成に向けた取組みを進めるよう町に働きかけていく。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。